

【ポイント】

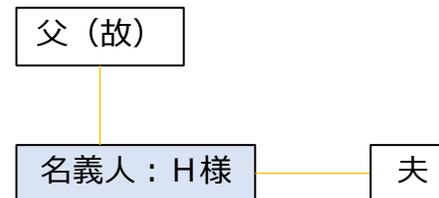
- ① 実家の土地を売らずに活かせる
- ② 手間なし運営可能 (ご自身の生活に支障が出ない)

H様（40歳台）は、相続で実家を引き継いだ。現在、H様は実家から離れた所にご主人と住んでおり、また実家は仕事場からも遠かったので住むことは考えていなかった。H様には実家への思い入れがあり売却は考えていない。建替えて賃貸経営をすることを考えたが、やった事がないのと、自分の仕事も忙しかったので踏み出せず、どうすべきか悩んでいた。



H様は土地信託を使って実家をアパートに建替えたことで、**土地を売らずに活かすことができた。**

スターツ信託で「固定資産税まで支払ってくれる」本当に手間のかからないしくみであり、自分の生活と確実に分けられて、煩わしくないことがメリットだった。



* 本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。* 詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい